

## 様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

## 産業廃棄物処理計画書

令和6年5月1日

長野県知事 様

提出者

住 所 諏訪市 上川 2-2190-1

(法人にあっては、主たる事業所の所在地)

氏名 藤森土木建設株式会社

代表取締役 藤森 勇希

電話番号 0266-52-1766

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	藤森土木建設株式会社
事 業 場 の 所 在 地	長野県 諏訪市 上川 2-2190-1
計 画 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

### 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06. 総合建設業																														
②事業の規模	元請完成工事高173,900万																														
③従業員数	30人																														
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">発生源</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">運搬 許可証確 認</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">処分 委託契 約</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">運 搬</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">処理施設 持ち込み 確認</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">マニフェスト の保管管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">現場毎  現場にて分別</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">↑</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">産業廃棄物 →</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 处理施設</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 処分確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">有価物</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">→</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">有価処理</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle; font-size: small;">残土以外の廃棄物は許可業者への委託処分とする。</td> </tr> </tbody> </table>	発生源	運搬 許可証確 認	処分 委託契 約	運 搬	処理施設 持ち込み 確認	マニフェスト の保管管理	現場毎  現場にて分別	↑	↑	↑	↑	↑				産業廃棄物 →	→ 处理施設	→ 処分確認				有価物	→	有価処理				残土以外の廃棄物は許可業者への委託処分とする。		
発生源	運搬 許可証確 認	処分 委託契 約	運 搬	処理施設 持ち込み 確認	マニフェスト の保管管理																										
現場毎  現場にて分別	↑	↑	↑	↑	↑																										
			産業廃棄物 →	→ 处理施設	→ 処分確認																										
			有価物	→	有価処理																										
			残土以外の廃棄物は許可業者への委託処分とする。																												

(日本工業規格 A列4番)

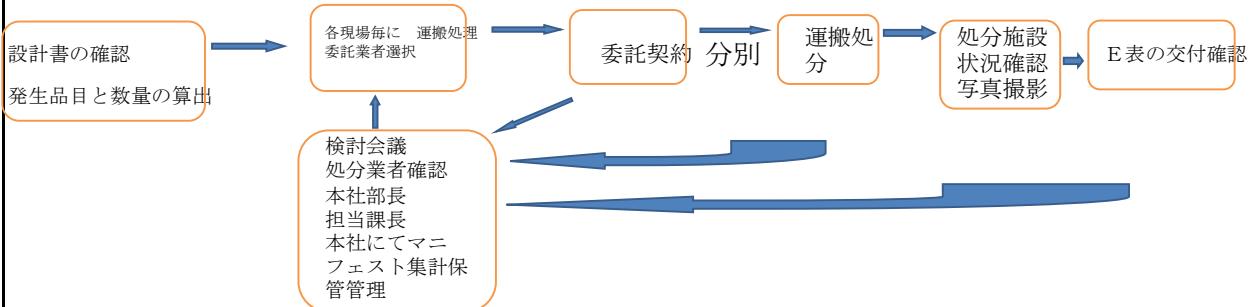
## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)

事業で発生する廃棄物については、残土以外は、委託処分とする。

主に 実績のある処理業者を使用する、新規は検討会で認められたところのみ対象とする。

廃棄物の、処理は、重量で行う。マニフェストは、本社にて管理保管を行う。



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排 出 量	2,698.55 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排 出 量	2698.55 t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・機密性の高い書類に関しては焼却処分をしていたが、シュレッダーに通し処理する事で古紙再生業者に、自ら持ち込む。</li> <li>・包装材等を ビニール 紙などに分別リサイクルに回す。</li> <li>・仮設トイレの不凍液の容器は、トイレ返却時に持ち帰ってもらう。</li> <li>・資材搬入時の緩衝材等で再利用可能なものは製品業者へ返却する。</li> </ul>			

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート アスファルトコンクリート 木材 金属については、分別が行われている。</li> </ul>
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・混合廃棄物の中に分別可能な物が見受けられるので、紙 木材 金属はきちんと分別を行う。混ぜればごみ・分ければ資源の徹底。</li> <li>・紙類は、濡れると再生古紙で引き取り難くなるので、早い時期に分別する。または、発生時に再生業者に持ち込むか、屋内保管を心掛ける。</li> </ul>

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)  建設残土に関しては、埋め立てに再利用 他の品目の再利用は無い。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  ・発注機関との協議によるが、場内処理の出来るものに関しては、各現場内での処理を提案していく。（発生コンクリートの破碎現場内使用にて処理） 発注者が場内処理を認めないと実施できない。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産 業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)  実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)  実施予定無し。			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
実施予定無し。			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	2698.55 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2698.55 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各現場毎に 委託契約書を交わし、処理施設の荷卸し状況まで確認。</li> <li>・委託契約後は、処分業の許可書 所在地を確認 工事竣工書類に添付。</li> <li>・運搬距離の違いが出るので現場によっては、優良認定処理業者には、持込みが難しい時がある。</li> </ul>			

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	3100 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	3100 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分委託の実績の無い業者は、許可書 処理施設の確認ができなければ委託しない。</li> <li>・処理委託に関しては、出来るだけ、容積契約でなく 重量での委託契約を交わす。また、発注者にも清算時には重量での清算を依頼する。</li> <li>・混ぜればごみ・分ければ資源を浸透させる。</li> </ul>		
※事務処理欄		

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 別紙1

## 令和6年度 産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位:t

実績:前年度産業廃棄物排出量

計画:当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量	自ら再生利用を行った（行う）量	自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量	処理の委託								
			自ら熱回収を行った（行う）量	自ら中間処理により減量した（する）量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量	自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量	中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量	自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量	自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さ量のうち処理業者に委託して処理する量	優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）	中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）	認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）	認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量							
	①	②+⑧	⑤	⑦	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	実績	計画	実績	計画	実績	計画
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
法 律	1 燃え殻															
	2 汚泥	250.00							250.00				250.00			
	3 廃油															
	4 廃酸															
	5 廃アルカリ															
	6 廃プラスチック類	39.81	50.00						39.81	50.00			39.81	50.00		
政 令	1 紙くず															
	2 木くず	139.58	200.00						139.58	200.00			139.58	200.00		
	3 繊維くず	0.5	0.00						0.50	0.00			0.50	0.00		
	4 動植物性残さ															
	5 ゴムくず															
	6 金属くず															
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず															
	8 鉛さい															
	9 がれき類	2175.85	2,500.00						2175.85	2,500.00			2175.85	2,500.00		
	10 家畜ふん尿															
	11 家畜の死体															
	12 動物系固形不要物															
	13 ばいじん															
	14 処分するために処理したもの															
	混合廃棄物	342.81	100						342.81	100			342.81	100		
	合 計	2,698.55	3,100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,698.55	3,100.00	0.00	0.00	2,698.55	3,100.00

※ 総排出量=自ら再生利用を行った（行う）量+自ら中間処理により減量した（する）量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量+全処理委託量

## 【記載方法】

- 各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。
- 「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- 「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量を記載してください。